場面ごとの、印紙税を納める人と印紙が要る通

場面	納める人	印紙が要るもの
1人で作って相手に渡す領収書	作った人（代金を受け取った人）	その1通
2人で署名・押印した契約書を1通だけ作る	2人とも（連帯して納める義務）	その1通
同じ契約書を2通作って1通ずつ持つ	それぞれの通を作った2人	2通とも
署名・押印のないコピー	–	不要
相手が署名・押印した写しや、「原本と相違ない」と証明した写し	署名・証明した人	その写しにも必要
自分だけが署名・押印して自分で持つ写し	–	不要
監督官庁や融資先の銀行に出すために作る控え（提出先を書いたもの）	–	不要

印紙税法が決めているのは国に納める義務で、当事者の間でどちらが費用を持つかは決めていません。

国税庁 質疑応答事例 印紙税 05/01（https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/05/01.htm、2026年11月16日確認）
印紙税法 第3条第2項（e-Gov）（https://laws.e-gov.go.jp/law/342AC0000000023、2026年11月16日確認）
国税庁 印紙税法基本通達 第19条（https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/inshi/inshi01/04.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 No.7120 契約書の写し、副本、謄本等（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7120.htm、2026年11月16日確認）
「印紙税額の一覧表」（国税庁）（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7140.htm）を加工して作成（令和8年4月1日現在法令等）